○徳島県警察情報セキュリティに関する訓令

（平成18年10月16日本部訓令第25号）

（目的）

第１条　この訓令は、県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　機密性

情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。

(2)　完全性

情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

(3)　可用性

情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。

(4)　情報セキュリティ

情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

(5)　警察情報システム

警察庁が設置する情報システム及び県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。

(6)　県警察情報システム

県警察が設置する情報システムをいう。

(7)　管理対象情報

次に掲げる情報をいう。

ア　県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が県警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ　県警察情報システムから出力された情報

ウ　県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって職員が職務上取り扱うもの

エ　県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

（情報セキュリティ管理者）

第３条　県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

２　情報セキュリティ管理者は、県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を統括する。

（情報セキュリティ委員会）

第４条　県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、県警察に情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の任務、組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

（管理対象情報の分類及び対策の基準）

第５条　管理対象情報について、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

２　管理対象情報の分類及び対策の基準は、別に定める。

（職員の責務）

第６条　職員は、県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

（監査）

第７条　県警察に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

２　情報セキュリティ監査責任者は、県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

３　監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第８条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成18年10月16日から施行する。

（徳島県警察情報セキュリティポリシーの廃止）

２　徳島県警察情報セキュリティポリシー（平成13年徳島県警察本部訓令第18号）は、廃止する。

附　則（平成28年３月31日本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月５日本部訓令第４号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月17日本部訓令第８号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。